法人をいう。以下同じ。）に対し、当該届出があった機構に当該使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産を引き渡すべきことを指示しなければならないこととし、旧資金管理法人は、その指示を受けたときは、その指定に従って速やかに当該金銭その他の資産を引き渡さなければならないこととするなど、使用済燃料再処理等積立金等に関する経過措置に係る規定を設けることとした。（附則第五条～第九条関係）

㈢　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一六条関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（法律第四一号）（財務省）

1　海外における社会資本の整備に関する事業に係る特別業務

㈠　業務の方法（第一三条関係）

(1)　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）は、資金の貸付け等を、次に掲げる場合に行えることとした。

イ　当該貸付け等に係る資金の償還等が確実であると認められる場合

ロ　当該貸付け等（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）に係る貸付金の利率等が、当該貸付けに係る貸付金等が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合（イに掲げる場合を除く。）

(2)　貸付金の利率等は、下記㈢に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の取引の通常の条件等を勘案して定めることとした。

㈡　特別業務指針及び特別業務基本方針

財務大臣は、会社が上記㈠(1)ロに掲げる場合に行う貸付け等（以下「特別業務」という。）を行うに当たって従うべき指針を定め、これを公表することとし、会社は、同指針に即して、特別業務に関する基本方針を定め、財務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一三条の二及び第一三条の三関係）

㈢　区分経理等

会社は、特別業務以外の業務（以下「一般業務」という。）及び特別業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとした。（第四条、第二六条の二、第二六条の三、第三一条及び第三三条関係）

㈣　借入金等

一般業務に係る借入金等及び貸付金等の限度額等に関する規定は、特別業務について準用することとした。（第三三条関係）

2　外国通貨長期借入金の借入れ

㈠　会社は、銀行その他の金融機関から外国通貨長期借入金の借入れができることとした。（第三三条関係）

㈡　政府は、予算をもって定める金額の範囲内において、会社の外国通貨長期借入金の借入れに係る債務について、保証契約をすることができることとした。（第三五条関係）

3　その他の業務

㈠　会社が我が国の法人等に対する貸付けを行うことができる場合に、次を加えることとした。（第一二条関係）

(1)　銀行等が我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等に対する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金に係るものに限る。）を行う場合等において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

(2)　我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を賃貸する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき（政令で定める場合に限る。）。

㈡　会社は、法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債等を取得できることとした。（第一二条関係）

㈢　設備の輸出等の定義に、設備等で我が国の法人等若しくは出資外国法人等により海外で生産されたものを海外で販売すること等を加えることとした。（第二条関係）

㈣　貸付け等の定義に、これらと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含めることとした。（第二条、第一二条、第一三条、第一六条及び第三三条関係）

4　附則

㈠　所要の経過措置等を定めることとした。（改正法附則第二条～第七条関係）

㈡　政府は、適当な時期において、会社による特別業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（改正法附則第八条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成二九年三月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

## ◇海上交通安全法等の一部を改正する法律（法律第四二号）（国土交通省）

一　海上交通安全法の一部改正関係

1　指定海域の定義

この法律において「指定海域」とは、地形及び船舶交通の状況からみて、非常災害時に船舶交通の著しいふくそうが予想される海域のうち、二以上の港則法に基づく港に隣接し、レーダー等により当該海域の船舶交通を一体的に把握できるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第二条第四項関係）

2　指定海域における措置

㈠　第四条本文の船舶が指定海域に入域するときは、船長は、当該船舶の名称等を海上保安庁長官（以下「長官」という。）に通報しなければならないこととした。（第三二条関係）

㈡　長官は、非常災害による船舶交通の危険を防止する必要がある場合、直ちに、非常災害が発生した旨等を指定海域及びその周辺海域の船舶に周知させなければならないこととした。（第三三条第一項関係）

㈢　長官は、㈡の措置後、非常災害による船舶交通の危険のおそれがなくなった場合等は、速やかに、その旨を指定海域及びその周辺海域の船舶に周知させなければならないこととした。（第三三条第二項関係）

㈣　長官は、㈡の措置後㈢の措置までの間、指定海域の第四条本文の船舶に、非常災害の情報等を提供し、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないこととした。（第三四条関係）

㈤　長官は、㈡の措置後㈢の措置までの間、船舶交通の危険を防止するため、指定海域に進行する船舶の航行を制限又は禁止し、指定海域及びその境界付近の船舶に移動の制限等を行うことができることとした。（第三五条関係）

二　港則法の一部改正関係

1　指定港の定義等

㈠　「雑種船」を「汽艇等」とし、総トン数二〇トン未満の汽船を汽艇ということとした。（第三条第一項関係）

㈡　この法律において「指定港」とは、指定海域に隣接する港のうち、レーダー等により当該港内の船舶交通を一体的に把握できるものであって、非常災害時に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要があるものとして政令で定めるものをいうこととした。（第三条第三項関係）

2　効率的な港内の交通整理の手法の導入

㈠　次の船舶が、海上交通安全法第二二条の通報時、係留施設をあわせて通報した場合、第三八条第二項の通報を要しないこととした。（第三八条第三項関係）

(1)　指定港内の水路を航行後、途中寄港等せず、当該指定港に隣接する指定海域の航路を航行するもの。

(2)　指定海域の航路を航行後、途中寄港等せず、当該指定海域に隣接する指定港内の水路を航行するもの。

㈡　港長は、船舶交通が著しく混雑する水路において、船舶交通の危険を防止する必要がある場合、船長に水路航行予定時刻の変更等を指示できることとした。（第三八条第四項関係）